



お申し込みの前に以下の内容を必ずご確認ください。

テレビサービスおよびインターネット接続サービス 契約に関する重要事項確認書（ケーブルひかり用）

【サービス提供事業者】

高岡ケーブルネットワーク株式会社

【料金プラン】

テレビサービスおよび、インターネット接続サービス料金表をご確認ください。

【契約について】

1. 未成年の契約には保証人（親権者）の承諾が必要となります。別途、保証人同意書に直筆にてご署名・ご捺印をお願いします。
2. 高齢者の契約には再度、契約の意思を確認させていただく場合があります。
3. 個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律および、当社プライバシーポリシーに基づき、適切に取扱い、保護します。
4. 当社が提供するサービスには最低利用期間があります。各種キャンペーンを適用してお申込みいただく場合、それぞれに定める最低利用期間、違約金等の条件を必ずご確認ください。
5. サービス内容・料金等は変更させていただく場合があります。

【契約の撤回等について】

1. 本契約は、電気通信事業法および放送法に定められた初期契約解除制度に基づき、当社に対して初期契約解除（契約撤回）を申し出ることができます。申し出る場合は、契約申込み日から工事完了後に発行する契約内容書面を受領後8日間までの間に、契約撤回を行う文書を提出していただきます。
2. 契約撤回を行う場合は、実際に支払った料金の還付を請求することができます。ただし、予め契約撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約者の保護を図ることとする初期契約解除制度の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
3. 宅内工事等を着工済みまたは、完了済みの場合は、工事に要した費用・事務手数料を負担していただきます。（契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合の、復旧に係る復旧費用も同様です）。
※テレビサービス撤回の場合、テレビを視聴するためにはアンテナ等の設置が必要となります。（当社では、アンテナ設置工事はいりません。）
4. 対象サービス

テレビサービスおよび、インターネット接続サービスの新規加入契約と、各サービスコース変更とし、セットトップボックスの追加変更、ペイチャネル追加変更、その他オプション契約は該当しません。

5. 初期契約解除制度に伴う工事料等
 - (1) テレビサービスの場合

内 容	料 金
引込線等工事（保安器・V-ONU撤去含む）	15,000円（16,500円）
宅内等工事	20,000円（22,000円）
セットトップボックス設置工事（端末1台毎）	5,000円（5,500円）
解約事務手数料	3,000円（3,300円）

- (2) インターネット接続サービスの場合

内 容	料 金
工事料	15,000円（16,500円）

【工事について】

1. 住居の場所や構造、管理者の意向によって工事ができず契約をお断りする場合があります。
2. 賃貸借のお住まいへの工事は、お客様ご自身でその管理者へ承諾をお取りいただきます。当社は加入契約に基づきその工事を請け負いますが、賃貸借終了時などにお住まいの修理費用が必要になった場合はお客様のご負担となります。
3. 工事は当社指定工事業者にて施工いたします。
4. 作業時間中は必ずご在宅、ご在室いただき、お立会いをお願いします。
5. 貸与物（セットトップボックス、端末接続装置等）は当社が選定いたします。
6. 標準工事以外の特別な工事（BS混合、新規TV配線、不良配線修理、LAN配線等）には、別途追加工事費が必要です。
7. 標準工事費、サービス提供に必要な追加工事費は、原則工事完了翌月の引落日に全サービス分一括請求させていただきます。
8. 所定の工事が終わり次第、サービスの提供を開始します。
9. 標準工事費

- (1) 新規加入

ひかりテレビ	ひかりインターネット	ひかり電話
60,000円（66,000円）	60,000円（66,000円）	24,000円（26,400円）

(2) 追加契約

ひかりテレビ	ひかりインターネット	ひかり電話
24,000円 (26,400円)	24,000円 (26,400円)	24,000円 (26,400円)

(3) ケーブルひかりマンションタイプ (インターネット)

ケーブルひかりマンションタイプ	6,000円 (6,600円)
-----------------	-----------------

※標準工事費は24ヶ月 (ケーブルひかりマンションタイプは12ヶ月) で分割して「継続割」を適用します。

※24ヶ月以上の利用で実質無料となります。

24ヶ月未満でのご解約は残月分をご請求させていただきます。

【料金の支払い】

1. テレビ、インターネットの月額利用料に日割請求はございません。
2. 毎月1日から末日までを1ヶ月とし暦月単位で料金計算を行います。別表に定める利用料金を、暦月の1ヶ月毎に当社に支払うものとします。なお、途中で契約解除がなされた場合、申請を受理した日の属する月の料金をもって精算します。
3. 利用料金は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から支払うものとします。
4. 支払い方法は口座振替もしくはクレジットカード支払を原則とします。
5. セット割は、同一の引込線でご利用中の場合、適用となります。ただし、ケーブルプラス電話2回線目以降は対象外となります。
6. 口座振替の場合、引落日は毎月25日を基本とし、金融機関休日の場合翌営業日となります。
7. クレジット支払の場合、引落日は各クレジット会社指定日です。(デビットカード、プリペイドカード等は使用できません。)
8. 請求書および領収書の発行は行いません。なお、希望者には100円 (110円) で請求明細書を発行し送付します。
9. 各利用料等のお支払がない場合はすべてのサービスを停止します。再開にはその債務全額の完済が必要です。完済されない場合は加入契約を解除した上、引込線を撤去いたします。再加入には、その債務全額の完済が必要です。

【テレビサービスについて】

1. セットトップボックス設置コースを複数コース利用する場合の1台日月額利用料は、月額利用料の高いコースの料金を適用します。
2. 当社利用料には、NHK受信料は含まれておりません。お客様よりNHKへ直接お支払いいただくか、当社にて取り扱う「NHK衛星放送受信料団体一括

支払」をご利用ください。

3. 録画機器付セットトップボックスの故障、機器交換した場合、内蔵・外付けハードディスクに録画された番組の復旧や移動などの保証は出来ません。お客様にて適時、他の媒体にバックアップしていただくようお願いいたします。
4. 放送受信点や送信点が著しい悪天候の場合、サービスに障害が発生する場合があります。

【インターネット接続サービスについて】

1. インターネット接続サービスは、FTTH施設方式となります。
2. 最大通信速度は、FTTH施設方式では上り下り対称なサービスとなります。
3. ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。回線の混雑状況、ご利用の端末環境等により通信速度が異なります。
4. IPアドレスは、DHCP (動的割り当て) からグローバルIPv4アドレスを1つ割り当てます。
5. ご利用開始には、お客様でパソコン等の接続機器の設定が必要です。
6. 無線ルーターは、住宅の構造や宅内状況によって電波が届かない場所がある場合があります。
7. ウイルス感染等によるパソコン等への損害は補償いたしかねます。

【電話サービスについて】

1. NTT加入電話、INSネット64から番号継続の場合は、休止工事費2,000円 (2,200円) が別途NTT西日本よりお客様に請求されます。
2. 停電時は発信・着信ともにご利用いただけません。
3. 電話帳の配布がなくなり、有料となります。ご希望の場合は、タウンページセンター (0120-506-309) へお問合せください。
4. 「ケーブルプラス電話」及び、「ケーブルライン」に関する重要事項説明書は別紙となります。

【故障・メンテナンスについて】

1. メンテナンス作業により、サービスを休止する場合があります。
2. 各機器の機能復帰やバージョンアップのため、お客様に簡単な作業をお願いする場合があります。
3. やむを得ずサービスが停止した場合、逸失利益の補償はできません。
4. 貸与物が自然故障した場合は無償で修理交換いたします。お客様所有物の故障は出張費修理費用等をご負担いただきます。
5. 貸与物を紛失、毀損された場合は料金表に定める機器損害金を申し受けます。

6. お客様ご自身による貸与物の移動取り外しは固くお断りいたします。ご希望の場合は指定工事業者にて行い、工事費用をご負担いただきます。

【名義変更、一時中断、利用停止、解約について】

1. 契約者の契約事項について、相続権利義務継承等の異動が生じた場合、契約者および、その相続人または、承継人は契約者の確認を得てその名義を変更することができます。
2. 一時休止やその再開または、移設を行う際は、ご希望の10日前までに当社までご連絡をお願いします。この場合、一時中断を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの料金は無料となります。なお、一時中断及びその再開により工事費が発生する場合は、契約者がその費用を負担するものとします。ただし、電話サービスでの一時中断の扱いはありません。
3. 一時中断期間の算定は、一時中断を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月までとし、1ヶ月単位とし最大6ヶ月間を限度とします。
4. 一時中断期間は、最低利用期間に含めないものとします。
5. 契約者が次に該当するときは、当社は、サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - (2) 契約の申込に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - (3) 契約約款の規定に違反したとき。
6. 解約は、月単位での受付となります。（電話サービスは除きます。）
7. 解約時は、解約撤去工事料金、機器回収費、解約事務手数料を負担いただきます。
8. 最低利用期間内の解約の場合は、違約金をお支払いいただきます。
9. テレビサービス解約の場合、テレビを視聴するためには、アンテナ等の設置が必要となります。また、契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。（当社では、アンテナ設置工事は行いません。）
10. 各種料金

内 容		料 金
名義変更手数料		1,000円 (1,100円)
契約内容変更手数料		3,000円 (3,300円)
解約事務手数料		3,000円 (3,300円)
最低利用期間前解約に伴う違約金		10,000円 (11,000円)
解約撤去工事※	貸与物等撤去工事（1台毎）	5,000円 (5,500円)
	引込線撤去等工事（保安器・V-ONU撤去含む）	10,000円 (11,000円)

※テレビと通信で按分して、通信部分は最低利用期間を利用月で低減して請求します。

一時中断工事	中断工事（引込線の撤去または移設を行わない場合）	5,000円 (5,500円)
	再開工事（上記、中断工事に伴う再開工事）	5,000円 (5,500円)
	中断工事（引込線の撤去または移設を行う場合）	10,000円 (11,000円)
	再開工事（上記、中断工事に伴う再開工事）	10,000円 (11,000円)
その他工事	引込線移設工事(引込線新設の場合)	15,000円 (16,500円)
	引込線移設工事（引込線再利用可能な場合）	10,000円 (11,000円)

【最低利用期間と自動更新について】

1. 各サービスには最低利用期間があります。最低利用期間前の解約は料金表に定める金額を違約金として請求いたします。
2. 「お得セットプラン」は、契約更新月およびその前後1ヶ月（3ヶ月間）に解除のお申し出がない限り自動更新となります。

テレビの理由による解除	10,000円 (11,000円)
インターネットの理由による解除	3,000円 (3,300円)
テレビ・インターネット両方の理由による解除	13,000円 (14,300円)

3. 上記以外に、特典供与に関する最低利用期間がある場合があります。

料金はすべて税抜きです。（ ）内の料金は、10%税込料金です。

令和4年7月1日現在